

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：34601

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653276

研究課題名(和文)外国人児童生徒教育をめぐる多文化共生言説研究：多文化教育の日本的受容の解明

研究課題名(英文) Discourse analysis of "tabunka-kyousei" on education of linguistic and cultural minority students

研究代表者

太田 晴雄(Ota, Haruo)

帝塚山大学・人文学部・教授

研究者番号：10185275

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円、(間接経費) 480,000円

研究成果の概要(和文)：近年、外国人児童生徒教育において、「多文化共生(教育)」の重要性が主張されている。本研究はこうした主張を言説として捉え、「多文化共生(教育)」の言説分析を試みた。その結果、「多文化共生(教育)」言説においては、この用語ないし概念はきわめてあいまいなまま用いられており、外国人児童生徒の文化や言語などを権利として認める言説ではなく、当該児童生徒を日本の学校に適応させることを正当化するためのスローガンとして用いられていることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：It has been said that multicultural education will enable us to change the framework of Japanese public education in order to respond in more relevant ways to linguistically and culturally diverse students. However, more recently, the word of "tabunka-kyousei"(multicultural coexistence) has been used more frequently than multicultural education.

This research aimed to examine the concept of "tabunka-kyousei" through discourse and text analysis of papers and books referring to "tabunka-kyousei" regarding education of linguistic and cultural minority students in Japanese schools. Discourse and content analysis indicates us that its word has been used without clear definition or explanation. It also finds out that "tabunka-kyousei" emphasizes the importance to help the minority students adapt to the Japanese schools without changing the framework of current education. At this point, it differs very much from multicultural education which works toward changing structures of school systems.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：外国人児童生徒教育 多文化共生 多文化教育

1. 研究開始当初の背景

日本社会における外国人人口の著しい増加にともない「ニューカマー」と呼ばれる外国人の子どもをめぐる教育が日本の学校において対処すべき重要な課題となつてすでに20年以上が経過した。この間、外国人児童生徒教育は、今津(2012)によれば、当該児童生徒の急増による学校の混乱のなかで、各学校が試行錯誤を繰り返す第1の段階、そして「学校適応」を中心に日本語教育が本格的に展開され、指導実践のノウハウがある程度定着した第2の段階を経て、現在では、外国人住民の定住化傾向が強まるなかで当該児童生徒の進学志向が顕著になり、学力・進路保障がより重要な教育目標として焦点化されつつある。それにともなつて学校現場においては、「多文化共生」がひとつの重要な教育概念としての意味を有しつつある。

このような教育状況のなかで、外国人児童生徒の教育に関する研究成果は、近年着実に蓄積され、それにより当該児童生徒をめぐる教育課題が明らかになってきた(宮島・太田、2005)。今後、こうした諸課題に即して有効な教育支援施策が展開されることが期待されるが、その理論的基盤となりうるのが多文化教育であると考えられており(志水、2009)。筆者も外国人児童生徒教育の理論的枠組みの形成における多文化教育の重要性はつとに指摘してきたところである(太田、2000、宮島・太田、2005)。

しかしながら、今日では、「多文化教育は死語になりつつある」(中島、2008)と指摘されるように、多文化教育への関心は薄れ、それに代わつて「多文化共生」ないし「多文化共生教育」という用語が外国人児童生徒の教育現場や教育行政、さらに研究者の間においても広く使用されている。ところが、これまでのところ、当該児童生徒教育との関連において多文化共生が研究課題として取り上げられることはなく、ここに本研究の意義が見いだされるのである。

2. 研究の目的

「多文化共生(教育)」という用語は、外国人児童生徒教育に携わる学校教員や行政あるいは地域のボランティア・グループの人たちによって頻繁に用いられている。また、当該教育の研究者の間でも積極的に用いられている。前者においては、当該教育の到達目標として、後者においては、研究の理論的枠組みとして使用されていると考えられる。

しかしながら、多文化共生という用語ないし概念は、その内実に関してきわめてあいまいなまま用いられている。「多文化主義なき多文化共生」(岩淵、2010)と言われるように、理論的な体系化が明確になっているとは言いがたい概念である。明確な定義が付与されないまま、往々にして「共生」という言葉が

喚起するイメージによって漠然と用いられているといつても過言ではない。外国人児童生徒の教育に関連して用いられる場合においても、「異なる文化はすべて平等でみんな仲良く」という以上の理論的内実は備えておらず(中島、2008)、外国人児童生徒が日本人児童生徒と同じ教室で勉強することが「多文化共生(教育)」であるかのように語られるのである。

そこで、問われなければならないのは、(1)外国人児童生徒の教育・研究において、なにゆえこのような内実があいまいな概念・用語が使用されるのか、(2)この用語を使用することによって、当該教育・研究に何がもたらされるのか、さらに(3)なにゆえ、多文化教育に代わつて多文化共生(教育)が用いられるのか、ということである。そして、このような問いに答えることは、多文化教育が欧米から導入された概念であることから、(4)多文化教育が日本において、どのように受容されているのかを明らかにすることにつながるものと考えられるのである。

本研究は以上の研究課題を「多文化共生」の言説的分析を通して明らかにするものである。言説分析については後述するが、「多文化共生」を教育的現実を示す実体概念としてではなく、ことばによって構築された「現実」を示す概念として、つまり、言説のなかにのみ存在する概念として分析するところに本研究の特色がある。これにより、外国人児童生徒の教育において、多文化共生が有する意味をより広く深く探求できる結果につながると思われるのである。

3. 研究の方法

「多文化共生」という概念の内実がきわめて不明瞭であるにもかかわらず、外国人児童生徒教育をめぐる議論や研究において頻繁に用いられるのは、なにゆえなのか。この問いに答えるために本研究が用いる方法論が言説分析である。外国人児童生徒をめぐる教育研究において、「多文化共生」そのものを対象とする研究はこれまでほとんど存在しないが、これは内実がきわめてあいまいなまま用いられている概念であるゆえに、研究対象とするには方法論的に困難であったからにはほかならない。本研究は、言説分析を用いてこの方法論上の困難にチャレンジするものである。つまり、「多文化共生」の「語られ方」の分析を通して、外国人児童生徒教育において、「多文化共生」言説がいかなる意味を有しているのかを明らかにできると考える。

「われわれの主観的経験がまず最初に来て、それからわれわれはそれを記述し、言語でそれにラベルを貼る、というわれわれの常識的理解と、それは全く逆である。言語(言説の形で)が、世界に関する我々の主観的経験をもたらず。」(バー、1997)という社会的構

築主義の立場から「多文化共生」を捉えるなら、それは実在的な教育的現実を意味するものではなく、言説によって作り出された「現実」にほかならないのである。つまり、「多文化共生」を実体概念や実践概念として捉えるのではなく、言説を通して構築される概念として捉えることを本研究では提案するものである。それによって、「多文化共生」言説が外国人児童生徒教育、そして当該教育研究において、どのような意味をもつのかを明らかにすることが可能となるのである。

「多文化共生」の言説分析を通して期待できるいまひとつの研究成果は、多文化教育の日本的受容の解明である。外国人児童生徒教育の理論的枠組みを提供すると期待されてきた多文化教育への関心は今日、薄れる一方で、「多文化共生(教育)」への関心が高まりつつある。周知のように、多文化教育は多文化主義を理論的根拠として欧米において1970年代以降に展開されてきた教育理論であり実践であるが、日本においては1990年代後半に紹介されはじめ、その後、日本的文脈における理論的および実践的展開の試みがなされてきた。しかし、近年、とくに外国人児童生徒教育の研究が進展するにつれて、こうした試みは低調となり、それに代わって「多文化共生(教育)」への志向が強まっているのである。つまり、多文化教育から「多文化共生(教育)」への移行が見取れるのである。したがって、「多文化共生(教育)」の言説分析を試みる本研究によって、欧米において展開されてきた多文化教育が日本においてどのように受容されているのかを解明することにつながるものと期待されるのである。

4. 研究成果

ここではまず、外国人児童生徒教育の領域における「多文化共生」あるいは「多文化共生教育」に言及している文献の言説分析(テキスト分析)から何が明らかになったのかを記すことから始めたい。

奇妙なことに、というより驚くべきことに、多くの文献において「多文化共生」あるいは「多文化共生教育」(以下、まとめて「多文化共生(教育)」とする)という用語が明確な定義や説明なしに用いられていることである。これは、「多文化共生(教育)」をタイトルやサブ・タイトルに用いている文献においてさえ例外ではない。なかには、タイトルや小見出しに「多文化共生(教育)」という用語が掲げられているものの、本文中には当該用語が全く存在しないというケースもあるほどである。スローガンとして用いられているにすぎないと考えられる。

では、このように「多文化共生(教育)」が明確な定義や説明も与えられないままスローガンのように用いられるのは、なにゆえであるだろうか。こうした文献のなかで語られるのは「多文化共生(教育)」そのものについてで

はなく、「多文化共生(教育)」とおぼしき現象についてである。つまり、近年の日本社会における外国人居住者の著しい増加にともなう人口上の文化的多様性が高まる現在を「多文化主義の時代」ととられ、その「時代」にふさわしい社会のあり方として「多文化共生」が語られているのである(野山、2003)。教育の領域においても学校や学級のなかに外国人児童生徒が増加するに従い、目指すべき教育として「多文化共生教育」が語られるようになる。多様な文化的背景を持つ外国人居住者や外国人児童生徒が増えるという現象に即して「多文化共生(教育)」が語られるわけであるが、そこには明示されないものの従前の単一文化社会や同化主義とは異なる新たな社会や教育のあり方を暗示しているものと考えられる。ところが、こうした言説が「多文化」への志向を示しているかと言えば必ずしもそうではないのである。この点について言説分析の結果は以下のように要約することができる。

「多文化共生」言説においては、「共生」に焦点が当てられ「多文化」への志向は希薄である。もっとも強調される論点は「共通性」であり、「差異」ではない。外国人児童生徒教育の文脈に即して言うならば、当該言説は外国人児童生徒を現状の学校文化・言語に適応(共生)させるための driving force としての機能を果たしている。こうした傾向は外国人児童生徒をめぐる日本語教育の言説において顕著に見られる。強調されるのは「多文化」(ここでは「多言語」)ではなく、単一言語(日本語)の習得を通じた当該児童生徒の日本の学校への適応である。

「付加的なバイリンガル指導を行うことで、日本語教室指導の支援・強化を図り、児童・生徒の学習意欲を高め、学力を向上させようとするものである。」(野山、2005)

ここで注目したいのは「バイリンガル」の使用が「付加的」なものとして位置づけられていることである。バイリンガル=多言語を否定するものではないが、それはあくまで日本語(単一言語)使用を第一義的に位置づけることを前提にしたものである。「多文化」への志向は、それを目的としているというよりむしろ、当該児童生徒を日本の学校へ問題なく適応させるための手段として現われていると言えるのである。

「多文化(言語)」化とは明らかにベクトルの向きを異にする日本語教育において、「多文化共生」が強調されるのをどのように読み解くことができるであろうか。結論から言うならば、外国人児童生徒教育において中心的役割を果たしている日本語教育は、本来的には、「多文化(言語)」化ではなく、「単一文化(言語)」化を促進することになるが、「多文化共生」言説はこのような単一化(同化)批判をかわすためのいわば「言説装置」として用いられていると考えられるのである。すでに述べたように、外国人児童生徒教

育の有力な理論的フレームワークとしては多文化教育が提示されてきた。これは在日コリアンの子どもたちに対して用いられた同化主義教育への批判的検討を経て生み出されてきた歴史的所産でもある。日本語教育は本来的には同化主義的志向を内在しており、それに自覚的になることにより、「多文化的」フレームワークを戦略的に採用することにより、同化主義批判をかわす意図が読み取れるのである。

では、「多文化教育」ではなく「多文化共生」が理論的フレームワークとして用いられるのはなぜなのであろうか。

教育領域において用いられる「多文化共生」概念が多文化教育をそのルーツとしていることは言うまでもない。多文化教育は多文化主義を理論的根拠として欧米において1970年代以降に展開されてきた教育理論である。文化的な差異ゆえに不利益を被ってきたマイノリティの子どもたちに平等な教育を提供することを目指すものであり、文化的差異の十分な承認と文化的平等を現実的意味のあるものとする効果的プログラムとして理解されている(グラント他、2002)。「多文化共生教育」も同様の方向性を有していることは疑いない。したがって、外国人児童生徒教育の文献においても当該の子どもを文化を尊重する言説を容易に見出すことができる。しかしながら、「多文化共生」言説で強調されるのは文化的差異についての理解や受容である。「多文化共生を具体的に取り組む際には、単なる異文化鑑賞教育にとどまることなく、進んで異なる文化や状況にある人びととの感情や視点を想像しようとする『姿勢』と他の文化を発見しそれから学ぼうとする『態度』を子どもたちの心の中にきちんと構築すること」(松原市立恵我南小学校、1996)。こうした差異の「姿勢」や「態度」を中心として多文化教育をとらえるなら、多文化教育は「さまざまな異なる文化を学び、異なる文化を持つ人たちとの違いを認め合い、共に生きることを進める教育」との定義が可能となり、国際理解教育や異文化理解教育の範疇にとどまることになる。事実、外国人児童生徒教育においては国際理解教育や多文化理解教育の重要性を指摘する文献は枚挙にいとまがないほど見出すことができるのである。

「理解教育」によって「共生」が予定調和的にもたらされると想定されるなら、多文化共生教育は多文化教育とは似て非なるものと言わざるをえないのである。なぜなら、後者は文化の差異についての意識や理解を超えるものを想定しているからにはほかならない。それは、「歴史のおよび制度的に不利益を被ってきた少数者集団の子どもに対して、学力や社会的成功をもたらすための実質的に平等な機会を提供する教育」(太田、2005)といわれるように、学校における社会的構造的な不平等に目を向ける契機を提供する教育

として捉えられるのである。つまり、差異が不平等や不利益をもたらす組織的あるいは制度的構造、換言するなら組織や制度に内在する権力関係に立ち入ることを意味しているのである。たとえば、日本語教育と「共生」に関しての次の指摘はこのことを端的に示している。「『共生』を謳い文句にするのであれば、マジョリティをマイノリティとのあいだの社会的力関係を、できるかぎり平等な関係に修正していくような方向をとるべきであろう。現状の秩序を是認したままで、異なる集団にひたすら『仲よくすること』を要求するのは、『共生』でもなんでもない。」(ヨンスク、2009)

外国人児童生徒教育、とくに日本語教育における「多文化共生」言説は、このような権力関係への視点が決定的に欠落していると言えるのである。米国における多文化教育研究の第一人者であるソニア・ニエトは権力や不平等をめぐる問題は多文化教育の核心部分であると論じている(ニエト、2009)ことを鑑みると、日本における「多文化共生」言説は多文化教育の核心部分がすっぽりと抜け落ちていたと言わざるをえないのである。

引用・参考文献

- イ・ヨンスク(2009)『「ことば」という幻影』明石書店
今津孝次郎(2012)『外国人児童生徒教育の実践的研究課題』
岩淵功一(2010)『多文化社会の文化を問う』青弓社
太田晴雄(2000)『ニューカマーの子どもと日本の学校』国際書院
志水宏吉(2009)『エスニシティと教育』日本図書センター
中島智子(2008)『書評『アメリカ多文化教育の再構築』』『異文化間教育27』
ソニア・ニエト(2009)『アメリカ多文化教育の理論と実践』明石書店
野山広(2003)『マルチカルチュラルリズム』至文堂
ヴィヴィアン・バー(1997)『社会的構築主義への招待』川島書店
松原市立恵我南小学校(1996)『渡日児童と共に歩む多文化共生教育』『解放教育』26(12)
宮島喬・太田晴雄(2005)『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

吉原和男・太田晴雄他（2013）『人の移動事
典』丸善出版

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

取得状況（計 0 件）

6．研究組織

(1)研究代表者

太田晴雄（OTA HARUO ）

研究者番号：10185275